

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本事業にかかる契約の締結は、平成 26 年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件にするものです。

平成 25 年 11 月 6 日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

「運動器の機能向上プログラム等」実施委託

(2) 目的

運動器の機能向上プログラムなどを実施することにより、要介護状態又は要支援状態となることを予防することを目的とする。

(3) 業務内容（世田谷区委託事業）

①運動器の機能向上プログラム

ア. 対象：二次予防事業対象者または要支援認定者

イ. 定員：1 教室 15 名程度

ウ. 期間：1 教室 12 回（原則週 1 回・事前評価及び事後評価を含む）

エ. 時間：1 回 90 分～120 分程度

オ. 個別評価：各参加者に対して、教室開始時と教室終了時の 2 回実施する。

※カリキュラムには、運動に関する講義やトレーニングのほか、栄養改善や口腔ケアに関する講義も入れる。

②普及啓発講座

ア. 対象：世田谷区の介護保険第 1 号被保険者

イ. 定員：1 講座 20 人程度

ウ. 時間：1 講座 2 時間程度

(4) 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

※契約は年度ごとに締結するものとし、各年度の本件委託に係る予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であることを契約の条件とする。

2 参加資格

介護予防事業の実施に意欲を有する法人であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと

(4) これまでに、二次予防事業対象者を対象とした介護予防事業や、高齢者を対象とした生活機能訓練、運動指導、健康づくり事業等の介護予防に資するような事業の実績がある

こと

(5) 事業者（法人）自ら、区内に当該プログラムの実施場所を安定的に確保することができること

(6) 必要に応じて区が指定した会場でプログラムが実施できること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

審査は、学識経験者、医療関係者、区民及び行政関係者で構成する審査会により、あらかじめ定めた下記の評価基準に基づき行うこととし、参加事業者のうちから15社程度を契約相手の候補者として選定する。

(1) 経営状況

(2) これまでの実績

(3) 実施場所の状況

(4) スタッフの配置

(5) 安全管理体制（AEDの設置・緊急時の対応マニュアル・個人情報保護管理体制）

(6) プログラム内容と有効性

(7) 普及啓発講座の内容

(8) 見積もり金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区役所分庁舎ノバビル 3階

世田谷区地域福祉部介護予防・地域支援課

電話 03-5432-2953

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明会及び担当課窓口、区ホームページにて募集要項を配付する。

①説明会の開催について

ア. 日時 平成25年11月20日（水）午後7時から

イ. 場所 世田谷区役所第1庁舎5階庁議室

②窓口等配付について

ア. 期間 平成25年11月20日（水）～同月27日（水）

※窓口開設時間：平日 午前8時30分～午後5時

イ. 場所 上記5（1）担当部課窓口で配付、又は区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書及び提案書の受領期限並びに提出先及び方法

①日時

ア. 参加表明書 平成25年11月27日（水）午後5時

イ. 提案書 平成25年12月18日（水）午後5時

②提出先

上記5（1）の担当部課窓口への持参に限る。

(4) 選定結果通知期日及び方法

選定結果については、平成26年1月下旬を目途に応募事業者全員に書面により通知する。
なお、選定結果に疑義がある場合については、通知が送達した日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に書面により説明を求めることができる。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語並びに日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(6) 詳細は募集要項による。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 前記5（1）の窓口と同じ。